２０２０年１月１５日発行

村尾光子の下野市議会報告

（しもつけ）

連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp

（第57号）



令和１年第４回定例会(11月28日～12月12日)の報告です。

〜もくじ〜

《審議事項》

○承認（1件）
・専決処分事件（一般会計補正予算（第5号））

○R1年度会計補正予算(6件)
・一般会計 ・国保会計 ・後期高齢者医療 ・介護保険
・仁良川土地区画整理 ・下水道事業

○条例制定(1件)
・会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備条例

○条例改正(5件)
・非常勤特別職の報酬等条例
・災害弔慰金支給条例
・議員の議員報酬等条例 ・市長等の給与等条例
・職員の給与等条例と一般職任期付職員の給与等条例

○工事請負契約(2件)
・南河内中学校防災調整池設置工事
・風土記の丘資料館増築工事

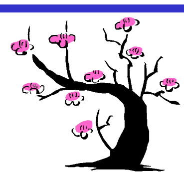
○指定管理者指定(2件)
・石橋地区都市農村交流施設（ゆうがおパーク）
・3駅自転車駐車場

○その他
・栃木県市町村総合事務組合規約の変更

■一般質問：10議員が質しました。

第3回議場コンサート（合唱：下野混声合唱団）も開

令和2年第１回定例会は
2月20日（木）開会予定です



皆さまには健やかに新年を迎えられたことと思います。世の中では、とても憂える事件が頻発しました。
今年こそ平穏で平和な年であって欲しいと願っています。

本年もこの議会報告をお届けします。お読みいただけたら幸いです。厳寒の候、どうぞご自愛ください。

第4回定例会は、多くの議員が台風19号による災害について執行部に質しました。「自然災害が少ないまち」の油断を突くような被害でした。私たち市民も、いざという時を常に想定していなければ、と想いを強くしました。行政にも万全の対策を求めたいですが、究極は地域のご近所さんの声かけ・助け合いではないでしょうか。今回の経験を踏まえて、みんなでこれからの地域社会の在り方を考えていければいいなと思います。

近頃、「防災のために国土強靱化を」とよく聞きますが、根本の地球温暖化防止に向けて、真剣に取り組まなければと痛感しています。私たちもできることから始めましょう！

村尾光子の
議会報告＆意見交換会



2月1日(土)13:30～15:30
グリーンタウン・コミュニティセンター 研修室
議会報告：村尾光子

どなたでもお気軽にお出かけください。

■台風 19 号による被害、緊急に災害復旧費を予算化 5 億 7700 万円 全額を基金から繰入(専決処分、承認)

台風 19 号による被害状況は、広報しもつけ 12 月号(P5 ～ 7)に掲載されているように甚大なものだった。市は 10 月 31 日付けで災害復旧費の補正予算を専決処分した。

【歳出】 （千の位以下切捨）

○消防自動車修繕費	679 万円
○災害対策費	2,903 万円
（災害廃棄物等収集運搬･災害廃棄物仮置場整備他）	
○石橋中仮校舎借上(期間延長)	1,531 万円
○道路等公共土木施設災害復旧費	1 億 1899 万円
○公園施設災害復旧費	2,246 万円
○きらら館災害復旧費	3,139 万円
○農業災害復旧費	2 億 0498 万円
○石橋中災害復旧費	1 億 4763 万円

＊施設関係の被害は把握した。農業関係の被害については多くは共済保険適用になり、市補助制度もある。

＊激甚災害地域に指定されると、審査を受け確定したら、後年度に交付税措置や県補助が受けられる。

＊姿川･田川堤防等の災害復旧工事は県が実施する。

■会計年度任用職員制度導入に伴い関係条例を整備する条例を制定

R2 年度から会計年度任用職員制度が導入されるため、表記条例を制定した。この 1 つの条例の中に、以下の 16 もの条例の改正が包含されていた。

①交通安全に関する条例
②人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
③職員定数条例
④職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
⑤職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
⑥公益的法人への職員の派遣等に関する条例
⑦職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
⑧職員の育児休業等に関する条例
⑨非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
⑩特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
⑪職員の給与に関する条例
⑫単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例
⑬職員等の旅費に関する条例
⑭環境美化条例
⑮企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
⑯職員倫理条例

【主な内容】

(1)非常勤特別職の要件が学識経験等に基づき助言、調査、診断等を行う者に限定されたため、非常勤特別職に位置付けていた要件を満たさない職種を削除。

(2)要綱等で設置されていた 9 協議会等の委員報酬を非常勤特別職として支給することを報酬等条例の別表に明記

(3)会計年度任用職員に移行する職員の給料等について適用条例を規定

自治会長は非常勤特別職として委嘱されていたが、不可能となり、報酬等条例から削除された。しかし、会計年度任用職員には移行しない。どのような処遇になるのか疑問だった。(報告No56p4)

「自治会長は会計年度任用職員にはそぐわず、公務員としての位置付けではなく、私人として自治会長を委嘱するよう調整している。自治会長にお願いする内容は現行通り。委託にすると、委託契約、完了報告の手続等で自治会長の事務負担が増えることが懸念され、困難である。報酬額は従前通りとしたい。」(総合政策部長)とのこと。

この件については自治会長連絡協議会総会(R1年5月)にて説明し、その後も相談しながら調整しているそうだ。

自治会長設置規則は今年度中に改正されるが、私たちは例規集に目を凝らしていないと気付かないだろうな。

新たに非常勤特別職に追加した9協議会等の設置規則･要綱には報酬支給規定が無いものもある。これらも分かりやすいように整理されることを期待する。

自治会の運営方法は自治会によって様々である。私の属する自治会では役員の役割分担がかなり進んでおり、例えば行政からの配布物は副会長経由で班長に届けられ、班長が各戸に配付している。自治会長だけが行政の協力者ではない。自治会振興費増額が好ましいと思う。

「自治会長」としての委嘱は、自治会が行政の下部組織であるかのように思わせる。自治会の「自治」を尊重した上で委嘱するなら、名称は「行政事務協力員」が相応しい。

■職員給料、平均 0.1 ％のベースアップ 市長等、議会議員、職員の期末手当率も引き上げ

人事院勧告と法律改正に準じて、それぞれの関係条例を改正

【改正内容】

○職員給料 :(H31 年 4 月 1 日～適用)

民間給与との格差を埋めるため、高卒程度の初任給で 2,000 円、大卒程度の初任給で 1,500 円、30 歳半ばまでの職員が在職する号給で段階的に引き上げを行う。

改定率は平均 0.1 ％

○賞与 :.H31.4.1 ～

	支給月数		
	現行	改正後	引上げ分
市長等、議会議員	3.35	**3.40**	0.05
一般職員	4.45	**4.50**	0.05

＊職員の引上げ分は**勤勉手当**に配分

＊今回の引上げ分で歳出は約 1 千万円の増加

○住居手当 : R2.4.1～

住宅手当支給対象となる家賃額**下限**を 4,000 円引上げ	12,000 円 → **16,000 円**
手当額の**上限**を 1,000 円引き上げ	27,000 円 → **28,000 円**

＊現在の住居手当支給者 : 54 名

条例改正により増額となる人 : 25 名
減額となる人 : 27 名

＊改正の結果、住居手当支給総額は 26,000 円の減額に。

■指定管理者の指定

現在の指定期間が 3 月 31 日で終了となるため、次期の指定管理者を指定した。

施設名称	団体名称	指定期間
石橋駅自転車駐車場 小金井駅東自転車駐車場 自治医大駅東自転車駐車場	公益社団法人 下野市シルバー 人材センター	R2 年 4.1 ～ R5 年 3.31
石橋地区都市農村交流施設(ゆうがおパーク)	企業組合 すがたがわ	R2 年 4.1 ～ R5 年 3.31

＊指定管理者選定委員会(庁内組織)ではいずれも非公募とした。ゆうがおパークについては「適正な管理運営が行われ、地区発展のために尽くしている」ため。

《3年間の指定管理業務限度額》(債務負担行為)

自転車駐車場(3 箇所)	9551 万円
石橋地区都市農村交流施設	2250 万円

■工事請負契約の締結

○南河内中学校防災調整池設置工事 (分割1号)

工事箇所	薬師寺 986
契約方法	事後審査型条件付き一般競争入札
契約金額	1 億 8129 万 9 千円(消費税含む)
契約相手方	吉栄工業株式会社

＊ 9 事業者のうち 2 者が入札辞退、応札者 7 者中、4 者が最低制限価格未満のため失格となった。最低制限価格の設定は適切だったのか？

＊落札率は 89.926 ％と近年になく低かった。競争原理が働いた？

＊調整池からの放流時に校庭東側の住宅への浸水被害等を防止するため、排水量調整機能を備えたので「防災調整池」とした。調整池からの取水・利水はできない。

＊同時に発注した調整池(分割 2 号)は地下浸透槽を 2 基設置する。

○しもつけ風土記の丘資料館増築工事 (建築)

天平の丘公園内の、県から H27 年 4 月移譲された「しもつけ風土記の丘資料館」は老朽化と重要文化財収蔵のため H30 ～ R2 年度の予定で改修事業を実施している。

今回は敷地内南西部に増築建物の工事請負契約。

工事箇所	国分寺地内
契約方法	事後審査型条件付き一般競争入札
契約金額	2 億 3980 万円(消費税含む)
契約相手方	株式会社小林工業

《増築建物の概要》鉄骨造平屋建て、渡り廊下で接続

敷地面積 9,948 m^2 、建築面積 921.03 m^2 、延床面積 721.04 m^2

諸室構成：サブホール(116m^2 、入口エントランス部分)

体験学習室 A･B(116m^2 、約 100 名収容可能な講堂、特別展示室としての使用も可能)

収蔵庫 A･B･C (266m^2 、C:洗浄後の出土品の一時保管、B:写真･記録、A:資料･遺物)

整理作業室、洗浄室、トイレ

＊増築位置の協議に時間を要し、この時期になったとのこと。年度内の完成は難しいので、次年度へ繰り越すことになる。

■一般会計補正予算

1 億 4748 万円を追加、予算総額は 289 億 1306 万円

国補助金等の額が確定したことに伴う財源や事業費の調整が多い。

【主な歳入】 (千の位以下切捨)

○分担金･負担金 525 万円

うち公立保育所副食費保護者負担金 351(6 か月分、117 人)

○国庫支出金 △ 3,949 万円

○県支出金 1,079 万円

○繰入金(財政調整基金) 2 億 2000 万円

○市債 △ 5,410 万円

合併特例債△ 11,230 、公共事業等債△ 2,920 、公共施設等適正管理推進事業債 8,740

【主な歳出】

○広域連携バス PR 映像作成業務委託 108 万円

○特殊詐欺撃退器設置補助金 30 万円

貸与の待機者が多いので購入補助制度創設、購入費の 3/4 、上限 1 万円を補助

○義務教育学校学童保育室整備基本設計 220 万円

○市道 1 － 2 号線大規模修繕事業 4,120 万円

新 4 号国道～栃木ー二宮線を R4 年までに修繕、今回は柴地内 860m を実施

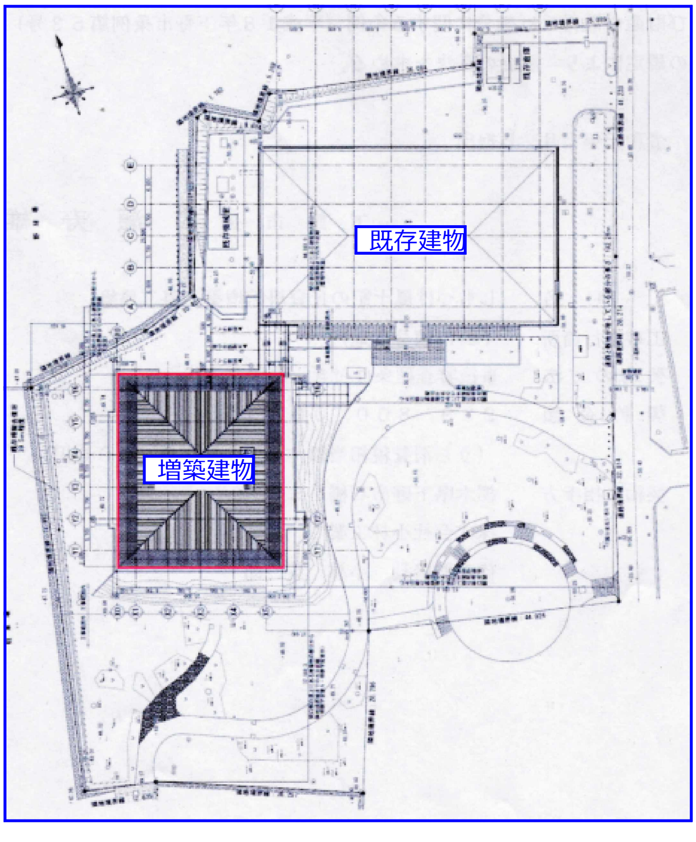
○自治医大駅広場シェルター(屋根)建築設計 726 万円

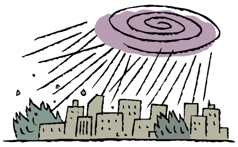
○義務教育学校整備費 1 億 0931 万円

受水槽等設備外部切り回し工事

○石橋複合施設整備費(地質調査) 369 万円

ふるさと納税～総括質疑から～ H30年度の実績は寄附受入額(181名)474万円、市民税控除額1億1230万2000円だった。1億756万2000円の減(市税減収)だが、8400万円(75%)は交付税措置される。





村尾光子の

一般質問

どうする？今後の防災・災害対策



残された持ち時間は 49 分だったのに、「今、質さないと‥」との想いからだが、質問項目が多すぎた。反省!!再質問できず、未消化に終わった部分が多い。持ち時間は使い切ってしまった‥。

災害が少ないことは本市の魅力の一つ。だが、台風 19 号による被害は予測できないほど大きかった。市は早期から災害警戒本部を設置して対応したが、初めての経験となった部分もあった。反省を踏まえて、今後の対応策を再検討すべきではないか。

⑴ 台風19号への対応について、どのように検証しているか。避難行動要支援者対応マニュアルは機能したのか。

【広瀬市長】 今後の対応については、喫緊の課題である。

台風 19 号への対応については、災害現場最前線で対応していただいた下野警察署、石橋消防署、下野市消防団から情報収集を行い検証しているところである。特に消防団には、現地で昼夜を問わず長時間にわたって河川巡視、排水作業、危険箇所の通行止めなどの水防活動のほか、避難所への避難者誘導活動を行っていただいた。

10 月 24 日開催の部長会議にて、台風 19 号への対応状況等について課題、改善点の洗い出しを行わせた。また、10 月開催の市政懇談会においても、市民から貴重なご意見をいただいた。これらを踏まえて、今後の防災・減災対策に活かしていく。

市避難行動要支援者対応マニュアル(H28 年 3 月作成)

対象：65 歳以上の一人暮らし,65 歳以上のみ世帯
身体障害者手帳(1 級、2 級)所持者
療育手帳(A 、A1 、A2)所持者
精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者

災害発生時に市災害対策本部長(市長)の指示を受け、避難行動要支援者支援班長(健康福祉部長) ⟶ 各担当課長 ⟶ 地区支援班長(民生児童委員 3 地区の会長)・地域包括支援センターの流れで、対象者の安否確認を依頼する。

今回の災害では、地区支援班構成員(民生児童委員）には 10 月 11 日夕方に、自主避難所開設の連絡に合わせてマニュアルに基づく対応を依頼した。12 日の避難指示発令後直ちに電話にて安否確認し、13 日朝には対象者全員の安否確認がとれたことを確認した。療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者については、後日、障害者通所等施設に確認をとり、問題はなかったことを確認した。

また、13 日の民生児童委員協議会役員会では、電話確認の難しさ、避難所への同行依頼への対応等についての意見が出された。

今回の経験を生かし、事前に予測できる風水害時においての情報伝達時期等や療育手帳・障害者手帳所持者への連絡方法の確立等の支援体制の拡充のため、マニュアルの見直しが必要と考えている。

(再質問) 地域防災計画には、「避難行動の地域の協力体制を構築していく」とあり、要支援者個々の状態に合わせて、誰が、どの経路で、どこの避難所に避難誘導するのか等を具体的に定める、としている。地域の協力体制はどのようにできているのか。

【広瀬市長】 市の避難行動要支援者対応マニュアルでは、市と民生児童委員を中心とした対応となっている。

しかし、1 人の民生委員が複数の対象者に対応している場合には、当然ながら手が回らない。その場合には、自治会長、地域の消防団の皆さんに避難誘導等をお願いすることにはなっているが、個人情報等の問題がある。

改めて、民生児童委員、地域の方々、支援を必要とする方と協議しながら、新たな方策を考えたい。

《避難行動要支援者支援マニュアル》 抜粋

(2)避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成と管理

‥‥対象者の同意による登録制の名簿及び個別計画(個別の支援プラン)を作成し管理する‥‥

(3)避難行動要支援者名簿の民生委員児童委員等への配付

‥‥災害時における民生委員児童委員等の迅速な対応を図るため、避難行動要支援者名簿を配付する。必要に応じて自治会、自主防災組織、消防署、警察署などの関係機関等にも名簿を提供する場合がある。

(7)要支援者支援人材育成・普及啓発活動

①要支援者支援体制の整備

‥‥地域における自主防災組織を軸に、自治会、地元消防団等の地域の組織力と警察署や消防署等の公共の組織力に合わせ、社会福祉協議会をはじめとする福祉団体等の連携とボランティア体制の確立が重要‥‥。

‥‥市防災計画において位置づけられる自主防災組織の整備が必要不可欠であることから、本マニュアルでは、行政と地区民生児童委員による体制の整備にとどめ、関係機関やボランティアとの連携による体制の整備は今後の課題として継続的に協議・検討する。‥‥

②要支援者支援活動を担う人材の育成

地域の要支援者支援活動を継続的・専門的に担う人材育成のため、地区民生委員児童委員やボランティア団体、自主防災組織等を対象に研修会等を開催する。

災害対策基本法(H25 年改正)第 49 条 10 ～ 13 では、市町村長の避難行動要支援者名簿の作成義務と避難支援等関係者(地域防災計画で定める)への名簿情報の提供、特に必要な場合は本人の同意なしに提供可能と定めている。

避難行動要支援者の支援体制と自治会や自主防災組織などとの要支援者情報の共有や個別支援計画については、H20年、H23年の一般質問でも質した。

大きな被害がなかったためか、これらに関する取組はさほど進んでいるとは思えない。H25年にはこの点に関する法律も改正されている。今回の「避難指示発令」の経験を踏まえて、真剣に取り組んで欲しい。

個別計画の記載項目については確認できなかった。

⑵ 地域防災計画の見直しが必要と思われるが解を問う。福祉避難所が浸水した場合の対応策はどのようか。

【広瀬市長】 現行の**市地域防災計画**はH28年3月に改訂したが、その後、関係法令の改正や記載事項を更新する必要が生じている。今回の台風19号による被害状況を検証するとともに、災害予防や災害応急対策、職員の初動体制・避難所運営など全般的に見直しが必要だ。令和2年度中の改訂を目指す。

福祉避難所は高齢者や障がい者、その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、機材、人材を備えた避難所であり、避難所に避難した方の中で、何らかの特別な配慮を必要とする方を案内する。

《下野市の福祉避難所》14施設
市が開設:ふれあい館、きらら館、ゆうゆう館の3館
災害協定を締結している施設:特別養護老人ホーム・有料老人ホーム等11施設

福祉避難所が浸水した場合の対応策として、浸水想定区域外にある協定先での受け入れ可能人数の把握、運行ルートなどを確認し、対応できる体制をつくっていく。また、新たな協定先の確保や既存の指定避難所を福祉避難所へ指定替えすることについても検討する。

⑶ 洪水ハザードマップをより見やすく、分かりやすく改訂できないか。

【広瀬市長】 下野市洪水ハザードマップはA4サイズの折りたたみ式で、縮尺22000分の1の地図上に浸水想定区域、浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域、指定避難場所と避難方向の目安などを表示している。



平成30年3月発行、全戸配付

今後の改訂時には、マップの形態を冊子タイプに分割して地図表示や文字を大きくする、情報ページの掲載内容を見直すなど、他自治体の作成事例を参考に良い評判のところは取り入れていく。

集落の目印となるものがない、文字が小さいなど改善を求める声があった。担当課は早速、他市町資料を収集した。

各戸配付された洪水ハザードマップを目にしたときには、市域の土地の高さも示され、防災カードも作成できるようになっており、コンパクトに良くまとめられていると思った。だが、他市町のマップを見たら、さらに見やすい示し方があると知った。より分かりやすく改訂して、各世帯には保存していただきたい。早期の改善を期待する。

⑷ 避難所運営計画は策定されているのか。円滑に避難所の開設・運営ができるよう訓練が必要ではないか。
地区防災計画策定に向けた取組方針を伺う。

【広瀬市長】 市避難所運営マニュアルはH26年11月に策定した。避難所のうち特に多くの方を収容する体育館を中心に、避難所の開設から運営に至るまでのポイントを整理して、自主防災組織を中心とする地域の方々が適切な避難所運営を行うための参考として策定した。また、職員の避難所開設・運営のマニュアルとして活用している。

台風19号の際には、避難所対応職員の割り振りを行い市内8箇所の避難所を開設したが、開設までに時間を要した、避難者に対応する職員数が不足したなどの課題があった。円滑な開設・運営には実践的な訓練を積み重ねることが重要だと認識した。



毎年2月に実施している市防災訓練において、新たに避難所開設・運営訓練を加え、担当職員も参加して、避難所開設・避難者受付・誘導・保健師によるトリアージ・段ボールベッドや避難者用テント設営などの実践的な訓練を行いたい。また、長期的な避難所運営も想定して、職員だけではなく地域の方々も避難所運営に関わっていただけるよう進める。

地区防災計画策定は、災害時の迅速な避難行動の実現や地域住民の防災意識高揚に有効であり、栃木県は地区防災計画策定促進事業により、自主防災組織等が地区防災計画を策定することを促進している。この事業は県内各市町が1地区をモデル地区として選定し、その地区へ防災士等の専門家を派遣し、地区防災計画の策定を支援するもの。

本市では、河川流域地域からモデル地区を選定したいが、現時点では当該地域内には自主防災組織が組織されていないので、本事業実施のため、優先的にモデル地区内の自主防災組織の立ち上げから働きかける。また、これを足掛かりとして、他地区にも地区防災計画策定を働きかける。

《地区防災計画制度》

H25年の災害対策基本法改正により制度化された計画提案制度でH26年4月から施行。

地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画で、市町村は地域防災計画の中に同計画を規定することができる。また、地区居住者等は市防



災会議に対して計画に関する提案(計画提案)を行うことができ、市防災会議は、それに対する応諾義務が課せられている。 ― 地区防災計画ガイドライン(H26 年 3 月、内閣府)―
栃木県地区防災計画策定促進事業には、今年度は県内 8 市町がモデル地区を選定して取り組んでいる。

⑸ 防災井戸登録制度を導入されたい。

【広瀬市長】 風水害や震災などの大規模災害が発生した場合、水道施設損傷により長時間断水となることが想定され、飲料水以外の洗濯・トイレ等に使用する生活用水が不足する事態に備え、民間の井戸を活用させていただくことにより、地下水を有効活用するのが、防災井戸登録制度である。

防災井戸は、災害時の有効かつ貴重な水資源であると考える。本制度導入については近隣自治体の先進事例を参考に検討する。



これからの介護保険事業、どう取り組む？

⑴ 消費税10％に引き上げられたことにより、低所得者層の保険料負担が重くなる。令和2年度は軽減措置を講ずるとしているが、どのような内容とするのか。

【広瀬市長】 介護保険法改正により、本市でも H27 年度からの第 6 期高齢者保健福祉計画で低所得者の保険料軽減措置を拡充した。

H30 年度からの第 7 期計画でも軽減措置を継続し、R 元年度は当初より 10 月からの消費税 10 %に引上げが予定されていたので、第 1 段階だけではなく第 2 段階と第 3 段階の方についても、保険料軽減の対象とするよう計画に盛り込んだ。

また、年金からの特別徴収については消費税引き上げと同時期に保険料の急激な負担増加が発生しないよう、上半期は従前の率で仮徴収し、下半期の本徴収で調整した。

R2 年度は更に軽減するよう、既に介護保険条例施行規則を改正している。

介護保険料の軽減割合は政令により決定されるが、市町村独自に条例等で別に定めることも可能である。新たな軽減措置については、現行の計画を検証するとともに、今後の介護保険事業の動向を見極め、次期の第 8 期計画策定時に検討したい。

《下野市 1 号被保険者介護保険料軽減措置:青字》(円)

	H30年度		R元年度		R2年度	
負担段階(見込者数)	割合	保険料(年額)	割合	保険料(年額)	割合	保険料(年額)
第1段階(1,686 人)	**0.45**	**30,000**	**0.375**	**25,000**	**0.30**	**20,000**
第2段階(725 人)	0.65	43,300	**0.625**	**41,600**	**0.50**	**33,300**
第3段階(665 人)	0.75	50,000	**0.725**	**48,300**	**0.70**	**46,600**

＊割合は第 5 段階の保険料 66,600 円を基準額としての算定割合、第 1 段階は H27 年度から **0.5** ⟶ **0.45** に軽減。

【参考】《下野市の所得段階別保険料(第6、7期計画)》

	割合	対象者
第1段階	0.50	生活保護世帯、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下
第2段階	0.65	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下
第3段階	0.75	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金 120 万円超
第5段階	1.00	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等 80 万 円超 保険料 66,600円(基準額)
第11段階(最も高い)	2.10	市民税課税かつ合計所得金額 700 万円以上 保険料139,900円

＊青色枠内が R 元年度からの軽減対象所得段階

高齢者保健福祉計画は介護保険事業について3年間のサービス給付額を予測して3年間の保険料を決めている。現在の第7期計画では、計画策定段階から消費税10％への引上げが予定されていたので、軽減措置は織り込み済みだった。軽減措置に関する市介護保険条例施行規則(議決対象ではない)はR元年7月に改正された。

H30年度末の1号被保険者数(65歳以上)は14,651人、うち約21％の3,076人が令和元年度から軽減対象となっている。この割合は国が見込む3割よりは低い。軽減措置の財源には保険給付費とは別枠で公費(国1/2、県1/4、市町村1/4)が投入される。

「具体的軽減幅は各割合の範囲内で市町村が条例で定める」(厚労省)とされており、本市は国が示す通りだが、規則で決めた。議会での審議はいらない？

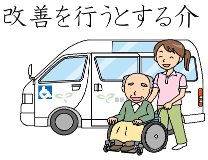
《市介護保険条例》
第5条：H30～32年度までの区分毎の保険料を規定
(12)所得の少ない第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る保険料率は、別に規則で定める。

⑵ 今年度も小規模多機能型居宅介護施設への応募事業者はなかった。何が要因と分析しているか。今後、どう対応するのか。

【広瀬市長】 現在、市内の小規模多機能型居宅介護施設は 1 施設である。事業者の募集は、広報しもつけやホームページに掲載し、介護事業所へも直接募集案内を送付したが、応募者はなかった。

介護事業所管理者からは「実際に需要はあるが、介護スタッフが不足しているため、施設を整備しても運営ができない」との声を聞いており、介護職不足が大きな要因の一つと考えられる。

国は介護人材確保の取組として、勤続 10 年以上の介護福祉士に対し月額平均 8 万円相当の賃金改善を行うとする介護報酬の改定など、介護職不足解消を目指している。今後はこうした対策に適切に対応し、本市の介護職不足の解消に努める。



次期計画では、介護サービス整備方針の策定方法の見直しを検討する。従来は、介護サービスの将来見込み量を**自然体推計**(現在のサービス利用が今後も続くと仮定)**を基本に、過去の実績を踏襲する実績踏襲型**の見込み量としていたが、本市が目指すビジョンを明確にし、その達成を見据えたサービス提供体制づくりの方針を検討した上で、**自然体推計を修正し、施策へ反映させるビジョン達成型**に切り替える。

また、ビジョン達成に向けた各種実態把握調査を実施し、施設整備のあり方についても検討する。今後も医療・介護等が連携した地域包括ケアシステムの実現を目指す。

小規模多機能型居宅介護：訪問・通所・宿泊を組み合わせることができるサービス。利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択により、施設への「通所」を中心として、短期間の「宿泊」や自宅への「訪問」を組み合わせて提供する。日常生活支援や機能訓練を行う。

1事業所当たりの登録人数：29名以下、
1日あたりの「通所」：概ね15名以下、「宿泊」：概ね9名以下

できるだけ自宅で過ごしたい人には、同じ事業所から多様なサービスが提供され、使い勝手の良いサービスだと思う。「小規模」であるが故に施設経営は大変のようだが、利用希望は多いのでは？市内に1事業者とは少ない！

⑶ 国において、第8期介護保険事業では軽度者（要介護1, 2認定者）も介護給付から地域支援事業に移行させることが検討課題となっている。保険者としてどう考え、どのように対処するのか。

【広瀬市長】 介護保険制度の持続可能性を高めていくことが重要となっている。社会保障審議会介護保険部会では、給付と負担の見直しについて8項目の論点について審議されている。

その1つとして、要支援と要介護1、2の軽度者に対する生活援助サービスなどの給付は、地域支援事業へ移行するなどを第8期介護保険事業計画に向けて検討するとされ、これについては積極的な意見がある一方、慎重な意見もあり、現在も審議が続いている。

市はH28年度から、地域支援事業として介護予防・日常生活支援総合事業を開始している。要支援認定者と市のチェックリストにより生活機能の低下が見られた方を対象に、基準緩和型訪問介護・通所介護サービスを提供している。

また、生活支援コーディネーターが中心となり住民主体のサービスを推進しており、現在、助け合いの市民組織や買い物支援のサービス提供が開始されている。

さらに、今年度から、介護認定要支援者・要介護1の方を対象とした自立支援型地域ケア会議を開催し、自立支援と重度化防止に向けたケアプランの検討にあわせ、不足している社会資源の抽出とその対策を検討している。

軽度者の地域支援事業への移行は、少子高齢化の進展による介護費用・保険料の増加を踏まえると保険事業の維持のためには避けて通れない課題である。相談体制、提供サービスの充実を図り、市民主体の活動支援体制も整備する。

《介護保険制度の見直しに関する意見（概要）》

— R元年12月27日、介護保険部会資料から抜粋 —

○「給付と負担」に関する検討項目と意見

(1)被保険者範囲・受給者範囲 ⟶ 引き続き検討

(2)補足給付に関する給付の在り方
⟶ 施設入所者・ショートスティの補足給付及び支給要件となる預貯金等の基準の精緻化を図る

(3)多床室の室料負担 ⟶ 引き続き検討

(4)ケアマネジメントに関する給付の在り方
⟶ 引き続き検討

(5)軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方 ⟶ 総合事業の実施状況や介護保険の運営主体である市町村の意向、利用者への影響等を踏まえながら、引き続き検討

(6)高額介護サービス費 ⟶ 負担上限額を医療保険高額療養費制度の負担上限額に合わせる

(7)「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準
⟶ 引き続き検討

(8)現金給付 ⟶ 現時点での導入は適当ではなく、「介護離職ゼロ」の実現に向けた取組や介護者(介護)支援を推進

社会保障審議会介護保険部会では各検討会・専門委員会からの意見もとりまとめて「意見」をまとめた。これをもとに法案が提出される予定。

今回は軽度者の地域支援事業（市町村事業）への移行は見送られたが、引き続き検討される。「今でも自治体は介護人材の不足などに苦しんでおり、更なる対応は難しい実情を踏まえて」（朝日新聞、2019. 11. 27付け）とのこと。

「介護が必要な人へのサービス給付」が介護保険の目的のはず。保険給付から市町村事業（介護保険料からも事業費投入）に移行させることに釈然としなかった。

一方で、保険者機能強化推進交付金として、介護給付費とは別に国費が投入される。市町村や都道府県の高齢者の自立支援・重度化防止等の取組の達成状況を評価し、財政的インセンティブとして配分される。

持続可能な介護保険制度であることは無論重要だが、要支援・要介護認定者の保険給付を抑制しないで欲しい。

～「ピンピンコロリで医療費減」の幻想～

(1/6 朝日新聞 2面)には全く同感。要約を抜粋すると以下のようだ。

★　★　★　★　★

「健康寿命」とは「平均寿命から寝たきりなどの介護状態の期間を差し引いたもの」。安倍政権は「全世代型社会保障」の看板施策として「健康寿命の延伸」を掲げている。米国の大学教授らが国際比較した調査では、日本は男性70.6歳、女性75.5歳と世界一長い。支えてきたのは「政府」による社会保障の拡大だ。社会保障の費用は高齢化の進行と相まって増え続けている。

いまは、財政が厳しい政府の役割は抑え込み、「市場」の役割を広げようとする力が優勢に見える。

「予防の効果で健康寿命が延び、平均寿命との差が縮めば、医療・介護費を減らせる」という発想は幻想に近い。実際は予防医療で生涯の医療費が減ることはなく、むしろ長生きする分、増える可能性が高い。この認識は専門家にほぼ共通する。武藤香織教授(東京大、保健学)は「だれでも、いつ病気になるかはわからない。病気とともに長く生きていく可能性があり、なかなか簡単に死ねない。その当たり前に向き合わないといけない」と警鐘を鳴らす。

命長き社会を支える役目が市場だけに偏り、「カネの切れ目が命の切れ目」になる社会。それは、誰も望んでいないだろう。　　　— 編集委員 浜田陽太郎氏 —

★　★　★　★　★

元気で過ごせる時が長くなっても、多くの人はなかなかコロリとは死ねず、衰弱しながら最期を迎える。弱くなり自立した生活ができなくなったとき、いかに支えるのか。社会保障の在り方が問われている。考えさせられた記事だった。

《職員による公金詐取事件について(経過報告)より》

—於 R1 年 11 月 21 日、議員全員協議会—

1 市民への周知

広報しもつけ 10 月号及び市ホームページに、コンプライアンス推進指針の策定等と損害金額の回収状況を掲載した。

また、10 月開催の市政懇談会にて副市長が経過報告した。

2 損害金額の回収

(1)遅延損害金の利率:利率は年 5 分とする。
(民法第 404 条の規定通り)

(2)回収金の充当先:弁済の充当先が指定されていない回収金額については、民法第 491 条の規定に基づき、①費用、②利息、③元本の順に充当している。

(3)回収金額

回収金額 130 万 3,623 円(R1 年 10 月 31 日現在)
- 前回報告額 130 万 623 円
- 今回報告額 3,000 円

(4)回収金額の充当内訳

回収金額 130 万 3,623 円
- 元本 113 万 9,587 円
- 遅延損害金 11 万 6,986 円
- 執行費用 4 万 7,050 円

(5)回収状況

(円)

	充当先内訳		
回収金額	元本	遅延損害金	執行費用
1,303,623	1,139,587	116,986	47,050

○元本 合計 3,715 万 7,619 円
- H30.5 判決分 191 万 5,668 円(H29.9 詐取分)
- R1.7 判決分 3,521 万 1,951 円(上記以外の分)

○執行費用 合計 17 万 6,134 円
- H30.5 判決分 1 万 8,724 円
- 上記判決に係る差押分 2 万 5,650 円
- R1.7 判決分 13 万 1,760 円

■福井県大野市の地下水保全

—R1 年 10 月 1 日、経済建設常任委員会行政視察から—

大野市は"天空の城"として知られる越前大野城の城下町、歴史的由緒あるまちで、人口 33,000 人程だが面積は 872Km^2 と広大な市域を有する。昔から、生活用水・排水路が整備された町割、醸造業など地下水を利活用したまちづくりが行われていた。市街地には「清水(しょうず)」と呼ばれる湧水地が随所にある。

「大野盆地の地下水は、地域特有の地質及び自然の水循環と人為的な水循環の巧みな組み合わせにより成り立っており、市民にとって日常生活や経済活動を支える重要な水資源ある」(越前おおの湧水文化再生計画)と謳われているように、市行政・市民の地下水への想いは熱い。

また、降雨・降雪により市内周辺の山々に浸透した水が市内に湧水として表れるという特異的な地形・地質から、多くの研究者の注目を集め、フィールドワークの地となっている。

注目すべき施策は以下のように数多い。

○ S51 年～地下水の監視
(地下水位計測、水質調査、湧水量調査)

○ S52 年 地下水保全条例制定

○ S53 年 冬期地下水湛水事業開始

○ H8 年 ブナの森環境保全林(水源涵養林)196ha 取得

○ H12 年 地下水保全基金設置

○ H13･14 年 「地下水総合調査」実施

○ H17 年 大野市地下水保全管理計画策定

○ H23 年 越前おおの湧水文化再生計画策定
(地下水位の最終目標値設定、内閣府より水循環基本計画の「流域水循環計画」に該当すると認定された)

○ H24 年 大野市森・水保全条例制定

○ H24 年 越前おおのブランド戦略の策定

○ H30 年 2 月 上記計画改訂

大野の本質である「水」に特化した施策を実施

⇒大野でしかできない、水を通した「ソーシャルな人口減少対策」という新しい試み

→ 「水への恩返しキャリングウォータープロジェクト」

東ティモールへの支援、水のがっこう、「水の本」作成
フランス・ヴォルヴィックとの交流、湧水地・涵養林保全
企業との連携等

○研究機関・大学との連携

①大野盆地における安定同位体調査(H25 年度～)
(筑波大学 辻村研究室)

②大野市の水循環解析(H25･26 年度)
(国交省 国土技術政策総合研究所)

③地下水情報図簿等の作成(H26 年度～)
(国交省 国土政策局 国土情報課)

④市内小学生と共同で水温調査を実施(H26 年度～)
(総合地球環境学研究所、香川大学、同志社大学)
※市街地の井戸約 8,000　市内の観測井戸 32

昭和 50 年代に井戸涸れを経験し、地下水保全に取り組んだ。貴重な資源を大切に、そして、まちづくりに活かそうとしていた。市独自に、研究機関等と共同で地下水に関する豊富なデータを収集し、体系的に施策を展開。驚いた!!

2019年　議員報酬と主な使途

【収入】

議員報酬	5,568,500 円	①
所得税還付金	1,028,279 円	②
印刷機使用料	6,667 円	③

①月額 35 万円、期末手当 3.40 ヶ月分(＋役職加算 15 ％)

② H30 年分

③実費分(どなたでも利用可)

※下野市議会では政務活動費の支給はありません

【支出】 主なもの　（単位：円）

所得税 1,219,406 ／住民税 307,500 ／国民健康保険税 359,400 ④／介護保険料 109,800 ／固定資産税 82,000 ⑤／議員親睦会 36,000 ⑥ ／病気･団体保険 66,844 ／家計へ 840,000 ⑦／自動車維持費 396,761 ⑧／印刷機･パソコン維持費 267,775 ⑨／報告書作業工賃 67,420 ⑩／図書･新聞･機関誌 290,916 ⑪／通信費 293,232 ⑫／講座参加費 146,720 ⑬／旅費･宿泊費 194,410 ／団体会費 69,400 ／事務用品 33,877 ／慶弔費 58,122 ／医療費 100,350

【備考】 ④医療分 267,200+後期高齢者支援分 92,200 ／⑤共同名義の自宅分 1/2 負担／⑥お茶代･慶弔費として毎月 3,000 円を報酬から天引き／⑦生活費･事務所費として 7 万円/月／⑧自動車税･車検整備･修理･ガソリン代･任意保険／⑨インク･マスター･用紙･プリンターインク／⑩議会報告書製本･発送等作業工賃／⑪新聞･月刊誌･団体機関誌･単行本／⑫議会報告書送料･通信費／⑬全国自治体議員行財政自主研究会(東京、柏市)、市川房枝記念会政治参画フォーラム･連続講座「危機の時代を考える」(東京)、全国自治体政策研究交流会議･自治体学会(堺市)等参加費

その他被服費･懇親会費に支出、記帳漏れや使途不明金もある。

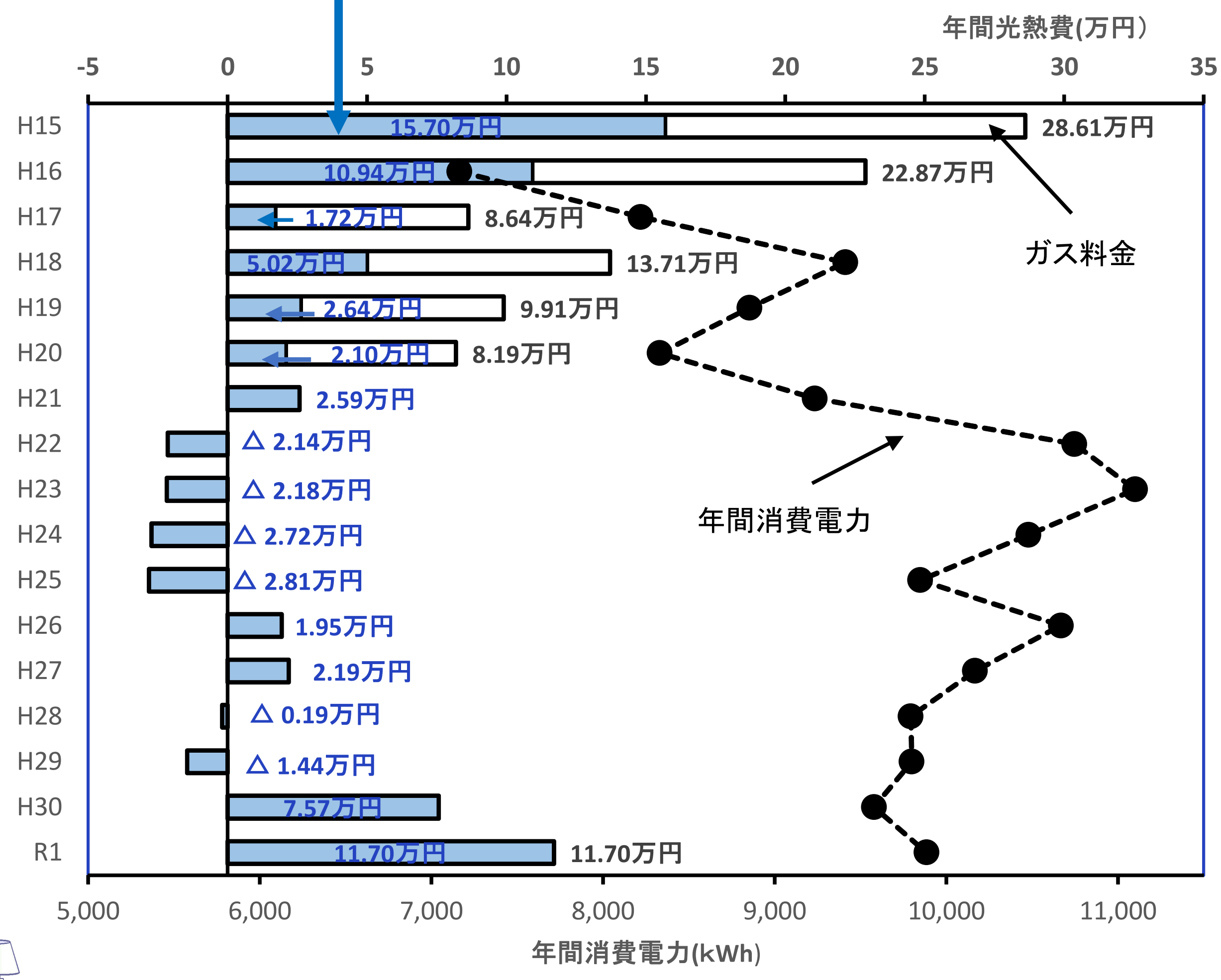
《村尾太陽光発電所通信》 ― 2004(H16)年 7 月から 5.1 kWh の発電システムが稼働 ―

2008 年 8 月からオール電化、余剰電力売電単価は 2019 年 10 月年まで 48 円(東電との電力購入契約)、11 月から 8.5 円。2019 年の年間消費電力は昨年より増加して 9,885kWh 、太陽光発電量は 3,402kWh(前年の 93 ％に減少)、電力自給率は 35.0 ％だった。(電力自給率(％) ＝ 年間発電量／年間消費電力 × 100 で計算)

設置以来 ***2019年12月31日までのCO₂削減量：15,425Kg-CO₂***

【年間消費電力と光熱費】

青字は実質電気料金　（実質電気料金＝購入料金－売却料金）



【行動記録】　太字は議員としての公的活動

9/18 ～ 10/25　村尾市議会報告 No56 編集･印刷作業

【10月】

1 ～ 2　**経済建設常任委員会行政視察**(地下水保全について、福井県大野市／都市交通マスタープランについて、愛知県豊橋市)

8　**市議会議長会主催議員研修会**(地方議会の役割とこれからの議会改革、江藤俊昭氏)

8　**市議会第1回臨時議会／経済建設常任委員会**／生活学校やよい会例会

14　**議会災害警戒支援本部**(台風 19 号被害報告)

17 ～ 18 市町村議員特別セミナー(千葉市)

18 ～ 19　市川房枝記念会政治参画フォーラム｢統計と政策｣上西充子氏／｢若者流入の首都圏は栄え､過疎地は消滅する､は本当か｣藻谷浩介氏／｢参議院選後の日本政治､民主主義の行方｣宇野重規氏(東京)

20　生涯学習情報センターまつり(下野つばさの会)

23　**議員全員協議会**／市長タウントーク(南河内公民館)

25　**議会活性化調査特別委員会／正副議長･正副委員長会議**

26 ～ 27 全国自治体議員行財政自主研究会｢ケアラー支援｣牧野史子氏／｢介護保険｣小竹雅子氏(東京)

28　社会福祉課ヒアリング(支援が必要な家庭について)

【11～12月】

1　水道水問題市民ネット(水通信発行作業)

2　戦争法に反対する県民ネット講演会｢沖縄に基地はいらない!主権を取り戻そう｣前泊博盛氏(宇都宮市)

4　とちぎ地域自治研究所フォーラム｢児童虐待｣浅井晴夫氏･直井 茂氏(宇都宮市)

9　原発いらない栃木の会パレード(宇都宮市)

10　村尾議会報告＆意見交換会

13　**議員学習会**｢市街化区域拡大について｣

14　国分寺公民館講座バナナから社会を考える｢種子法廃止｣猪瀬藤衛氏

15　**経済建設常任委員会**

17　有機農業フェアー映画｢いただきます｣鑑賞(上三川町)／子ども虐待をなくそう県民の集い{しつけと虐待｣森田ゆり氏(宇都宮市)

18　よりそいホットライン事業報告会(宇都宮市)

20　執行部からのインタビュー(一般質問について)

21　**議会運営委員会／議員全員協議会**

22　下野市民派クラブ連絡会

23　講演｢ゲノム編集食品がやってくる!?｣安田節子氏(宇都宮市)／講演｢平和憲法と教育｣前川喜平氏(小山市)

24　下野つばさの会講演会｢その人らしく輝き続ける介護―STAY GOLD!｣横木淳平氏

25　生活学校やよい会例会／地域包括支援センターみなみかわち訪問(相談)

28 ～ 12/12　**市議会第4回定例会**

28､29､12/2､3､12 日　**本会議**

2 日　**村尾一般質問**

3 日　**村尾総括質疑**

4 日　教育福祉常任委員会傍聴

5 日　**経済建設常任委員会**

6 日　総務常任委員会傍聴／**経済建設常任委員会委員長報告まとめ／議員学習会**｢国保税について｣

10 日　**議会運営委員会／議員全員協議会／正副議長･正副委員長会議**

30　**古山小学校創立50周年記念式典**／とちぎの食の未来について印鑰智哉さんと共に考える学習会(宇都宮市)

12/7 ケアラー支援シンポジウム｢いよいよやってくる!ケアラー支援条例制定｣(東京)

8　**南河内地区一周駅伝大会開会式参列**／祇園 5 丁目自治会学習会｢下野市の防災｣安全安心課日向野氏／県弁護士会｢指定廃棄物について考えるシンポジウム｣(宇都宮市)

11　とちぎ地域自治研究所理事会(宇都宮市)

13　**市民と議員との意見交換会**｢かんぴょう振興施策について｣(生産者部会･JA･流通組合･議会との懇談会)／図書館問題研究会栃木支部(宇都宮市)

14　市川房枝記念会連続講座｢アーレントの全体主義分析から現代を考える｣矢野久美子氏／｢多文化共生と人権｣近藤 敦氏(東京)

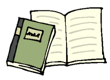
15　自治医大駅東口広場･市道再整備事業説明会／水道水を考える市民ネット

17　**議会活性化調査特別委員会**／会派下野市民派クラブ連絡会

18　一般社団法人種子の会とちぎ設立準備会(上三川町)

21　地蔵山整備作業(自然に親しむ会)

22　在宅医療･介護講演会｢人生を綴る｣佐藤元美氏



12/10　議会だより第 55 原稿執筆

12/19　とちぎつばさの会原稿執筆

12/11,20 ～ 1/10　村尾議会報告 No57 編集･印刷作業

■質疑、一般質問、視察研修等々、何をするにも事前学習とまとめや報告が必要で、費やす時間は少なからず。まごまごしていると次のことと重なり、下手すると四六時中追いまくられる。要領が悪いのだろう。情報が多くて忘れることも多くなった。書類整理も下手だ。

■この年末年始も、僅か一晩だが、娘と息子一家と顔を合わせることがができた。元気で過ごしているんだな、と実感できる時でほっとする。ただ、一緒に食事するだけ、でも、準備にはてんてこ舞いする。■シンガポール在住の姉が所用で一時帰国したので、久し振りに日立の実家で会った。この時は数時間だけ。2歳年上だが、まだ現役で働いている。彼女のバイタリティーには適わないとつくづく思う。

■昨年10月、常任委員会視察研修で訪れた大野市の地下水保全活動には目を見張った。梅林厚子議長も同席し、歓待してくださった。1月8日、その大野市議会から梅林議長はじめ4議員の方々がが下野市に｢上水道の経営について｣をテーマに視察に来訪された!大野市は地下水がきれいで豊富なため、上水道の加入率は低く、水道ビジョンはこれから策定するとのこと。本市の例が参考になれば良い。昨年のお礼もお伝えしたく、同席させていただいた。



■今年こそは余裕を持って活動したい。常日頃の心がけね。